南島原市地球温暖化防止行動計画

平成２０年3月

南島原市地球温暖化防止対策協議会

は　じ　め　に

地球温暖化の問題は、私たち人類にとって生存に関わる、最重要問題である。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の、第４次評価報告書では、地球温暖化の原因は、人間の営みによって排出された温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・フロン等）の濃度が増大したためであると断定した。そして、すでに世界の排出量は自然界（森林・海・大地等）の吸収量の２倍を超えており、今後数十年にわたって温暖化は加速すると予測される。

その結果、災害は更に激化増大し、生物種の絶滅は加速、世界規模の水不足、農業（食糧）への壊滅被害、感染症（マラリア・デング熱等）の増加、砂漠化への加速、森林の激減、海水温上昇による海洋生物の死滅や気象の変動、低地国の沈水等、これまでに人類が一度も体験したことのない壊滅的危機に今後直面すると予測されている。

但し、多くの予測はこれからの１０年、人類がCO_2等の温室効果ガスをどこまで排出削減できるかによって大きく異なる。最大努力をすれば気温の上昇を1.8℃位に抑えられるかもしれないし、経済優先で努力を怠ると6.4℃くらいまで上昇すると予測されている。

我が国は京都議定書に基づき２００８年から２０１２年までの期間に、世界への約束としてCO_2を１９９０年を基準年とし、１４％減らさなければなりません。なのに、我が国の温暖化対策は世界の中でも極めて遅れており、対策の加速化と強化を早急に計らなければなりません。ちなみに私たち、長崎県民の意識調査（長崎経済研究所２００８年２月データ）によると、温暖化を身近に感じているという答えは75.4％と全国平均より、かなり高いですのですが、「温暖化防止のための行動を具体的にしているのか？」というと逆に平均をかなり下回りました。

つまり、「地球温暖化」という言葉からくるイメージのスケールが大きすぎて、自分の生活や行動とは無関係。もしくは自分ひとりが何かを少々やったところでどうなるものでもないという諦めにも似た虚無感を抱いてしまいがちです。

しかし、考えてほしいのは、温暖化の原因が一人ひとりの「あなた」「わたし」に起因しているというのであれば、温暖化を止めることも、「あなた」「わたし」の一人ひとりのちょっとした行動で出来るのではないでしょうか？そして、この事に気付いた自分から出来る事を始めたいと思います。生活の一つ一つを少しずつ見直しながら、自分の生き方を変えていく。自分の気付きを人に伝え、拡げていくことから大きな動きになれば、あっという間に変化は起こるのではないかと思います。スイッチを小まめに切ることや、レジ袋を断り「マイバッグ」を持つことからでも、外食時に「マイ箸」を持つことからでも結構です。無理せず、自分に出来ることから先ず一つずつ始めてみましょう。

私たちのこの協議会は、皆さま方に各々のライフスタイルの中で「それならやれる」「これなら出来る」ことを各々に提案させていただきます。どこからでも、誰からでも一つからでもやっていただくことが温暖化防止への第一歩です。「私は私にできることをやるだけ」からスタートして、私たちの子供達、孫達の未来に美しい地球を残したいと思います。

さあ、一緒に行動しましょう。

南島原市地球温暖化防止対策協議会
会長　　旭　芳郎

目　　次

頁

第１章　　計画の基本的事項

１．計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２．計画策定の背景
（１）地球温暖化とその影響
①地球環境問題の深刻化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
②地球温暖化の影響　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（２）地球温暖化対策の近年の動向
①世界の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
②日本の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
③長崎県の取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
④南島原市の取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
３．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
４．計画対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
５．計画の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第２章　　温室効果ガスの現状と将来予測

１．温室効果ガスの総排出量の推移
（１）日本の温室効果ガス排出量の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（２）長崎県の温室効果ガス排出量の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（３）南島原市の温室効果ガス排出量の推移　・・・・・・・・・・・・・・・　8
２．温室効果ガス排出量の将来予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
３．森林による二酸化炭素吸収量の現状及び将来予測
（１）日本の森林による二酸化炭素吸収量の推移　・・・・・・・・・・・・　8
（２）南島原市の森林による二酸化炭素吸収量の推移　・・・・・・・・・　8

第３章　　将来の社会像と私たちの取り組み

１．将来の社会像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２．具体的取り組みと行動
（１）自発的もったいない運動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（２）自然の恵みを活かした脱化石エネルギー源の利用促進　・・・・・・19
（３）公共交通機関の魅力の増大と充実　・・・・・・・・・・・・・・・・20
（４）交通手段の優先順位の変化に応じた環境にやさしいまちづくり・・21
（５）地産地消の推進等自立した地域における循環型まちづくり　・・・22
（６）みんなで作る健康な森づくりと持続可能で魅力ある農林業　・・・23
（７）街でも村でも緑あふれる生活　・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（８）子どもも大人も共に知り、共に学び、共に考える　・・・・・・・・25
（９）温暖化対策に係る研究開発の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・27

頁

３．「自発的もったいない運動」等による削減見込量　・・・・・・・・・・　28

第４章　　計画の推進

１．計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
２．取組団体等の拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
３．行政との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
４．市民全体との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
５．温室効果ガスの排出削減状況の把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
６．計画の進行管理
（１）実践計画の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
（２）計画の実行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
（３）計画の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
（４）計画の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
（５）計画の実施状況等についての公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
７．計画の施行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

第１章　　計画の基本的事項

１．計画の性格

　本計画は、市民、関係団体、行政等が「南島原市地球温暖化防止対策協議会」（以下、「協議会」という）を設立し、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」をもとに南島原市における地球温暖化防止対策として具体的な取り組みの方向及び推進していくべき行動について取りまとめたものです。
　また、市民及び関係団体の自主的で主体的な行動と行政の施策との連携を図ることにより市全体の運動として広く啓発及び普及を目指したものです。

２．計画策定の背景

（1）地球温暖化とその影響

① 地球環境問題の深刻化

　地球環境問題は、人類にとって、その生存基盤に関わる重要な問題の一つです。先進国における大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動の進展及び開発途上国における人口の爆発的増加、急速な都市化や工業化を背景として、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化といった地球規模の環境問題が深刻化しています。
　なかでも、地球温暖化は気候の大規模な変化などをもたらすことにより、生態系や人間あるいはその社会に悪影響を及ぼすことが懸念されており、このまま推移していくと、将来の人類のみならず、生態系全体に深刻な事態を引き起こすことが予想されています。

② 地球温暖化の影響

　２００１（平成１３）年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第３次評価報告書では、２０世紀の１００年間で、世界の平均気温が0.4～0.8℃、平均海面水位は10～20cm上昇しており、２１００年には平均気温は、1.4～5.8℃、平均海面水位は９～８８cm上昇すると予想されてます。
　このほか、洪水、台風などの異常気象、干ばつの増大、マラリア等の感染症の拡大、一部の動植物の絶滅、穀物生産量の減少、水資源への悪影響といった様々な悪影響が増大することが予想されています。
　なお、第3次に続いて第4次評価報告書が２００７（平成１９）年１１月１７日に公表されました。

（2）地球温暖化対策の近年の動向

① 世界の動向

[IPCCの設立]（１９８８（昭和６３）年１１月）
　政策担当者や一般の人々が、研究者が取りまとめた地球温暖化に関する最新の科学的知見などをよりよく知ることができるように、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって、気候変動に関する政府機関パネル（IPCC）が設立されました。

[気候変動枠組条約の採択]（１９９２（平成４）年5月）
　大気中の温室効果ガス濃度の安定化を究極の目標とする「気候変動枠組条約」が国連で採択され、翌月の国連環境会議（地球サミット）開催期間中に、日本を含む１５５カ国が署名しました。

[京都議定書の採択]（１９９７（平成９）年１２月）
　国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP３：地球温暖化防止京都会議）において２００８～２０１２（平成２０～２４）年の５年間に先進国全体で温室効果ガスの排出量を１９９０年のレベルより５％以上削減することと併せて国別に法的拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。日本は１９９０（平成２）年レベルより６％削減する目標が義務づけられました。

[京都議定書の発効]（２００５（平成１７）年2月）
　２００４（平成１６）年１１月にロシアが「京都議定書」を批准し、その発効要件が満たされたため、「京都議定書」が発効されました。（表１）

表１　京都議定書の概要

（対 象 ガ ス）	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等３ガス (ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄)
（基　準　年）	１９９０年（ただし代替フロン等３ガスは１９９５年でも可）
（目 標 期 間）	２００８年～２０１２年（第一約束期間）
（目　標　値）	温室効果ガスの排出量を基準年（１９９０年）比６％削減（日本）
（発 効 条 件）	下記の２つの条件が満たされた後の９０日後に発効する ①　５５カ国以上の国が批准 ②　批准した先進国（附属書Ｉ国）の１９９０年の二酸化炭素排出量の合計が、全先進国の排出量合計の５５％以上

[国連気候変動枠組条約第１１回締約国会議（COP１１）]
（２００５（平成１７）年１１月）
　カナダのモントリオールで開催された同会議において、「マラケシュ合意」を含む京都議定書の運用ルールの完全な確立と、議定書未批准国の米国や削減義務のない途上国も含めた全ての国の参加による、「気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話」などが合意されました。

[Ｇ８ハイリゲンダムサミット]（２００７年（平成１９）６月）
　ドイツで開催された同サミットは、２０５０年までに世界規模での温室効果ガスの排出量を半減するという日本の提案を今後真剣に検討するとの合意がなされました。

[北海道洞爺湖サミット]（２００８（平成２０）年7月　開催予定）
　遠大な課題である「地球温暖化対策」をはじめ国際社会の諸課題が協議される。

② 日本の対応

[地球温暖化対策推進大綱の策定]（１９９８（平成１０）年６月）
「京都議定書」の採択を受けて、地球温暖化対策推進本部において、「京都議定書」の削減約束の達成のための、具体的対策の全体像を明らかにした「地球温暖化対策推進大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されました。

[地球温暖化対策推進法の制定]（１９９８（平成１０）年１０月）
　国、地方公共団体、事業者及び国民の責務等を規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が制定されました。

[京都議定書の批准]（２００２（平成14）年６月）
「京都議定書目標達成計画」の策定や「地球温暖化対策地域協議会」の設置などを内容とする「地球温暖化対策推進法」の改正が行われました。
　こうした国内体制の整備の後、日本は同年６月に「京都議定書」を批准しました。

[京都議定書目標達成計画の策定]（２００５（平成１７）年４月）
「京都議定書」の発効に伴い、「地球温暖化対策推進法」の改正法が全面施行され、これまでの「大綱」に替えて、「京都議定書目標達成計画」が閣議決定されました。（表２）

表２　京都議定書目標達成計画の概要

【目指す方向】
１．京都議定書の６％削減約束の確実な達成
２．地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

【基本的考え方】
１．環境と経済の両立
２．技術革新の促進
３．すべての主体の参加・連携の促進（国民運動、情報共有）
４．多様な政策手段の活用
５．評価・見直しプロセスの重視
６．国際的連携の確保

【目標達成のための対策と施策】
１．温室効果ガスごとの対策・施策
（１）温室効果ガス排出削減
（２）森林吸収源の確保
（３）京都メカニズムの活用
２．横断的施策
○国民運動の展開　○公的機関の率先的取組　○排出量の算定・報告・公表制度
○ポリシーミックスの活用（環境税等も検討）
３．基盤的施策
○排出量・吸収量の算定体制の整備　○技術開発、調査研究の推進
○国際的連携の確保、国際協力の推進

③ 長崎県の取組み

[長崎県環境基本計画の策定]（２０００（平成１２）年１月）
（２００４（平成１６）年１２月見直し）
　「環境基本法」に基づき、「長崎県環境基本条例」が制定され、この条例に基づいて「長崎県環境基本計画」が策定されました。２００４（平成１６）年の見直しでは、地球温暖化対策は重点事項として位置づけられました。

[長崎県地球温暖化防止活動推進員の委嘱]（２００２（平成１４）年３月）
　自ら省エネルギーや省資源に取り組むとともに、地域住民への情報提供や地域学習会の開催などによって普及啓発を推進する長崎県地球温暖化防止活動推進員として、県下で１０名の方が委嘱されました。

[長崎県地球温暖化防止活動推進センターの指定]（２００４（平成１６）年２月）
　地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助ける事業などを行うため、長崎県地球温暖化防止活動推進センターが指定されました。

[長崎県地球温暖化対策協議会の設立]（２００４（平成１６）年１２月）
　県民主導による温暖化対策の推進を目指して、事業者団体、消費者団体、森林関係団体学識者及び行政の委員３４名により長崎県地球温暖化対策協議会が設立されました。２００５（平成１７）年４月に一般委員（一般公募による）１６名を加え、計５０名の委員により「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」の策定や進行管理などを行います。

[長崎県ストップ温暖化レインボープラン」の策定]（２００６（平成１８）年３月）
　長崎県地球温暖化対策協議会において県民主導による温暖化対策の推進・啓発等を長期的に計画した、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」が策定されました。

④ 南島原市の取組み

[南島原市地球温暖化防止対策協議会委員の委嘱及び協議会の設立]
（２００７（平成１９）年１０月）
　市民主導による温暖化対策の推進を目指して、事業所、県地球温暖化防止活動推進員、各種団体、一般委員（一般公募）、行政の委員２０名により南島原市地球温暖化対策協議会が設立されました。

[南島原市地球温暖化防止行動計画の策定]（２００８（平成２０）年３月）
　市の実情に即した本計画を策定しました。
　今後、市民、事業所、行政が一体となって本計画の推進を図ります。

南島原市地球温暖化防止対策協議会　会議風景

表３　地球温暖化防止のための国・長崎県・南島原市の対策の概要

年	国の対策	長崎県の対策	南島原市の対策
1997年 (平成9)	○第３回締約国会議（COP３、京都会議：京都議定書採択） ○地球温暖化対策推進本部の設置	○長崎県環境基本条例の制定	
1998年 (平成10)	○地球温暖化対策推進大綱の策定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の制定		
2000年 (平成12)		○長崎県環境基本計画の策定 ○第１次長崎県温暖化防止対策実行計画の策定	
2001年 (平成13)	○第7回締約国会議（COP7：マラケシュ合意）		
2002年 (平成14)	○新・地球温暖化対策推進大綱の策定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の改正法公布 ○京都議定書を批准	○長崎県地球温暖化防止活動推進員の委嘱	
2004年 (平成16)		○長崎県地球温暖化防止活動推進センターの指定 ○長崎県環境基本計画の改訂 ○長崎県地球温暖化対策協議会の設立	
2005年 (平成17)	○京都議定書の発効 ○京都議定書目標達成計画の閣議決定		
2006年 (平成18)		○「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」の策定	
2007年 (平成19)			○南島原市地球温暖化防止対策協議会委員の委嘱 ○南島原市地球温暖化防止対策協議会設立
2008年 (平成20)			○「南島原市地球温暖化防止行動計画」の策定

３．計画の期間

計画では地球温暖化対策について、長期的な方向についての将来の社会像を描いたうえで、そのような将来社会を現実していくために２００８（平成２０）年からおおむね１０年の間に取り組むべき事項を、具体的な行動計画として示したものです。

４．計画対象範囲

計画では温暖化対策に資する行動を幅広く対象として取り上げました。特に多様な主体が協力して取り組んでいかなければ実現しないような行動を取り上げることのできるよう配慮しました。

５．計画の目標

地球温暖化問題に対して、市内の多様な主体が協働して具体的な取り組みと行動を実施し、将来の社会像を実現化していくことにより、温室効果ガス濃度の安定化に寄与する「脱温暖化社会」、環境と経済が両立する「循環型社会」の構築を目指します。

第２章　　温室効果ガスの現状と将来予測

１．温室効果ガス総排出量の推移

（1）日本の温室効果ガス排出量の推移

２００３（平成１５）年度の温室効果ガスの総排出量は、１３億３，９００万トンであり、基準年（１９９０（平成２）年）の総排出量と比べ、8.3％上回っています。
約束期間における目標達成には１４.３％の削減が必要になっています。（表４）

表４　国における温室効果ガス排出量等の現状　　（単位：CO_2換算）

２００３年度排出量	１３億３，９００万トン
基準年（１９９０年）排出量	１２億３，７００万トン
約束期間(２００８～２０１２年)目標	１１億６，３００万トン
削減約束	約束期間内に基準年比６％削減
基準年比	＋8.3％

（2）長崎県の温室効果ガス排出量の推移

２００２（平成１４）年度の県内の二酸化炭素の総排出量は９００万トンであり、基準年度（１９９０（平成２）年度）の総排出量と比べ、７．８％上回っています。
約束期間における目標達成には１３．８％の削減が必要になっています。（表５）

表５　長崎県における二酸化炭素排出量等の現状

２００２年度排出量	９００万トン
基準年度（１９９０年度）排出量	８３５万トン
約束期間（２００９年度）目標	７８５万トン
削減目標	約束期間に基準年度比６％削減
基準年度比	＋７．８％

県では２００６（平成１８）年度に、県内の二酸化炭素排出量の現状を部門別に、また、継続的に推計できる排出量算定システムを整備することとしており、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」の進行管理（具体的な取組みの検討など）に活用していくこととします。

（３）南島原市の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガスの約９割を占める二酸化炭素排出量は２８６，８８４トン（２００４（平成１６）年度）であり、部門別の内訳をみると、以下の表６のとおりです。

表６　南島原市二酸化炭素排出量の部門別算定表　（単位：t-CO_2）

部　門	２００４年度	１９９０年度	増減率（%）
産業部門（工場等）	５８，９７０	４４，８５５	３１．５
運輸部門（自動車・船舶等）	１２７，４９６	１１１，３９９	１４．４
民生業務部門	４６，８５５	４２，６９７	９．７
民生家庭部門	４２，１１７	４２，９９８	－２．０
廃棄物部門	１０，１１２	６，８３９	４７．９
水道部門	１，３３４	１，１４３	１６．７
合計	２８６，８８４*1	２４９，９３１	１４．８

＊１　各部門のCO_2排出量の合計から誤差等を差し引いた値

注：平成１６年度「長崎県市町別の二酸化炭素排出量の部門別算定結果（エネルギー転換部門除く）」より抜粋

２．温室効果ガス排出量の将来予測

県が作成する排出量算定システムを用いて、対策の効果予測や温室効果ガス排出量の将来予測を行うこととします。

３．森林による二酸化炭素吸収量の現状及び将来予測

（１）日本の森林による二酸化炭素吸収量の推移

京都議定書目標達成計画によれば、京都議定書による日本の温室効果ガスの６％削減目標のうち、その３．９％に相当する４，７６７万トンを上限に森林の吸収量を確保することになっています。

（２）南島原市の森林による二酸化炭素吸収量の推移

南島原市の森林面積は2004（平成１６）年度時点で6,011haであり、市の面積16,988haの約３５％を占めています。

そのうち二酸化炭素吸収源としてカウントの対象となる森林面積は3,431haですが、そのうち約６16ha程度が間伐などの管理が不足している森林であると推定され、現状では1.2トンの森林吸収量があると推定されています。（２００４（平成１６）年度実績）

今後、これからの管理不足にある森林が整備されないなど、森林整備が進まないと、この吸収量をさらに下回るおそれがあります。

南島原市では、この管理不足にある民有林を適正に整備して、２０１０（平成２２）年度の森林吸収量の目標である1.5トンを確保するため、森林整備計画に基づいた森林整備を実施することとしています。（表７）

表７　南島原市の森林整備の現状と目標

１．森林整備状況

- ●森林面積（6,011　ha）
  - ●民有林（5,313　ha）
    - ●育有林（2,863　ha）
      - ● 管理・保全林（2,247　ha）
      - ● 管理不足林　（616　ha）
    - ●天然林等（2,450　ha）
      - ● 管理・保全林（568　ha）
      - ● その他　　（1,882　ha）
  - ●国有林（698　ha）

２．現状と目標

	カウントできる森林面積＊（ha）	育成林（ha）		天然林等（ha）	CO_2吸収見込量（t-CO_2）
		管理・保全林	管理・不足林		
２００１年度状況	2,815	2,247	616	568	1.2
２０１０年度目標	3,431	2,863	0	568	1.5

＊カウントできる森林面積＝育成林で管理・保全林の面積
＋天然林等で管理・保全林の面積

注：２００４年度「林業統計」より

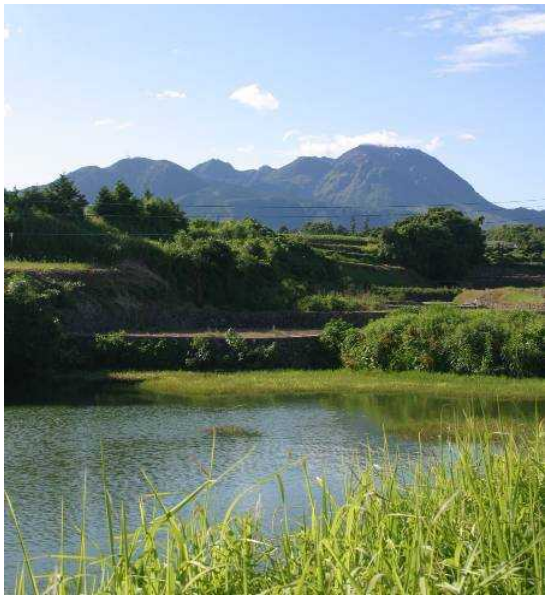

有家町尾上地区三条堤

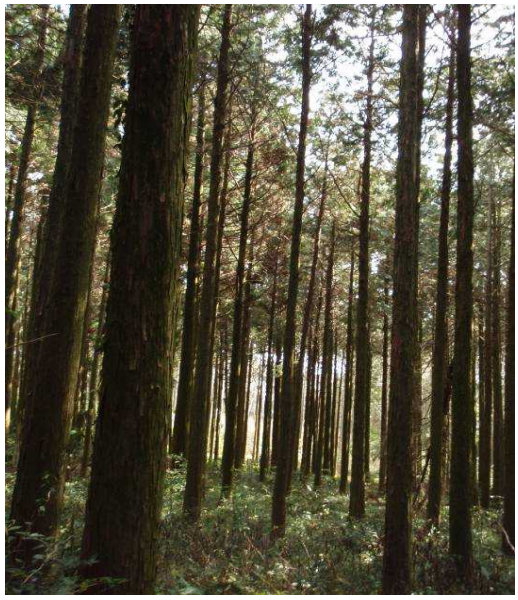

有家町尾上地区俵石　山林

第３章　将来の社会像と私たちの取り組み

１．将来の社会像

　具体的な行動計画を議論するため、約５０年後の社会のあるべき姿について共通認識の形成に努めました。共通認識として描かれた将来の社会像を具体的に実現していくために必要な行動を議論するためです。
　このような将来像の社会のイメージを、次の９項目が実現するような社会としてまとめました。

（１）自発的もったいない運動

　一人ひとりが無駄な資源やエネルギーの消費をできるだけ少なくするように努力することは、とても大切です。
　どのような努力ができるかは、一人ひとりの生活スタイルや価値観によって、それぞれ異なります。
　人の行動や人の目を気にして、なかば強制されたようにして節約を行うのではなく、また人に強制するものでもなく、自分でできることを探して、楽しく活き活きと「自発的もったいない運動」を進めます。

（２）自然の恵みを活かした脱化石エネルギー源の利用促進

　地球温暖化が進む最も大きな原因は、石油などの化石燃料を使用することで温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が増加することです。
　太陽の熱や光、風、バイオマスなどの自然の恵みの利活用や廃棄物のエネルギーとしての再利用など資源の有効活用を進めて、二酸化炭素排出量増加の原因となる化石燃料の使用を抑制していきます。

（３）公共交通機関の魅力の増大と充実

　一度に多くの人や物を輸送できる公共交通機関の利用を促進することで、輸送にかかるエネルギーを削減できます。
　過度の自動車利用を抑え、利用しやすい公共交通機関を市民のみなさんのアイディアを集めて生み出していきます。

（４）交通手段の優先順位の変化に応じた環境にやさしいまちづくり

　化石燃料の使用をできるだけ削減するために、歩く人、自転車、及び公共交通機関を優先した街づくりなど、地域の特長を活かしながら交通手段の優先順位を変化させたまちをつくっていきます。

（５）地産地消の推進等自立した地域における循環型まちづくり

　地域の中に食糧生産、販売、消費、堆肥化の循環をつくりだし、安心して食べて暮らせ、また、環境への負荷を抑えたまちを作っていきます。
　循環型街づくりを進めることで、輸送にかかる燃料使用量や貯蔵に必要なエネルギーを削減することができます。
　また、生ごみなどの堆肥化を進めることで、焼却などに係るエネルギーを削減することができます。

（６）みんなで作る健康な森づくりと持続可能で魅力ある農林業

森林や身近な緑地は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収して、樹木中に炭素を蓄えます。また、木材として利用されることで炭素を長時間貯蔵する働きをすることなどから、二酸化炭素の重要な吸収源であり、貯蔵庫となっています。

健康な森林を育成することにより、その恵みを活かし、自然と共に生きていく社会を創造するとともに、温暖化問題の防止にも役立てていきます。

また、適正な森林整備を継続するため、林業の生産性と安全性を高めることが重要です。県産材の利用を促進し、魅力ある農林業の体制づくりを推進します。

（７）街でも村でも緑あふれる生活

建物の屋上や壁を植物によって緑化することで室内の温度上昇を抑制することができます。

また、道路沿いや河川沿い、歩道や広場を緑化することで地域全体の温度上昇を抑制することにもつながります。

街にも村にも緑を増やし緑のなかの生活を通して、人工構造物や多量のエネルギーに依存した生活からの脱却を促進します。

（８）子どもも大人も共に知り、共に学び、共に考える

地球温暖化の問題は、私たちの住んでいる地域の特徴、私たち一人ひとりの行動、私たちの行動を誘導する経済や社会の動きと仕組みなどと複雑な関係をもっています。

一人ひとりの努力ももちろん大切ですが、社会の中で生きている様々な人々と温暖化対策について学んだり話し合ったりする機会を多くしていきます。

また、自然環境の大切さを感じることができる施設などの整備を図っていきます。

（９）温暖化対策に係る研究開発の支援

省エネシステムの開発やバイオマスエネルギーの効率的活用方法など新しい技術開発等による温室効果ガスの削減が期待されます。

県内の科学技術基盤を活かしながら、科学的技術的対策の開発のため研究開発を促進していきます。

図１　計画の体系図

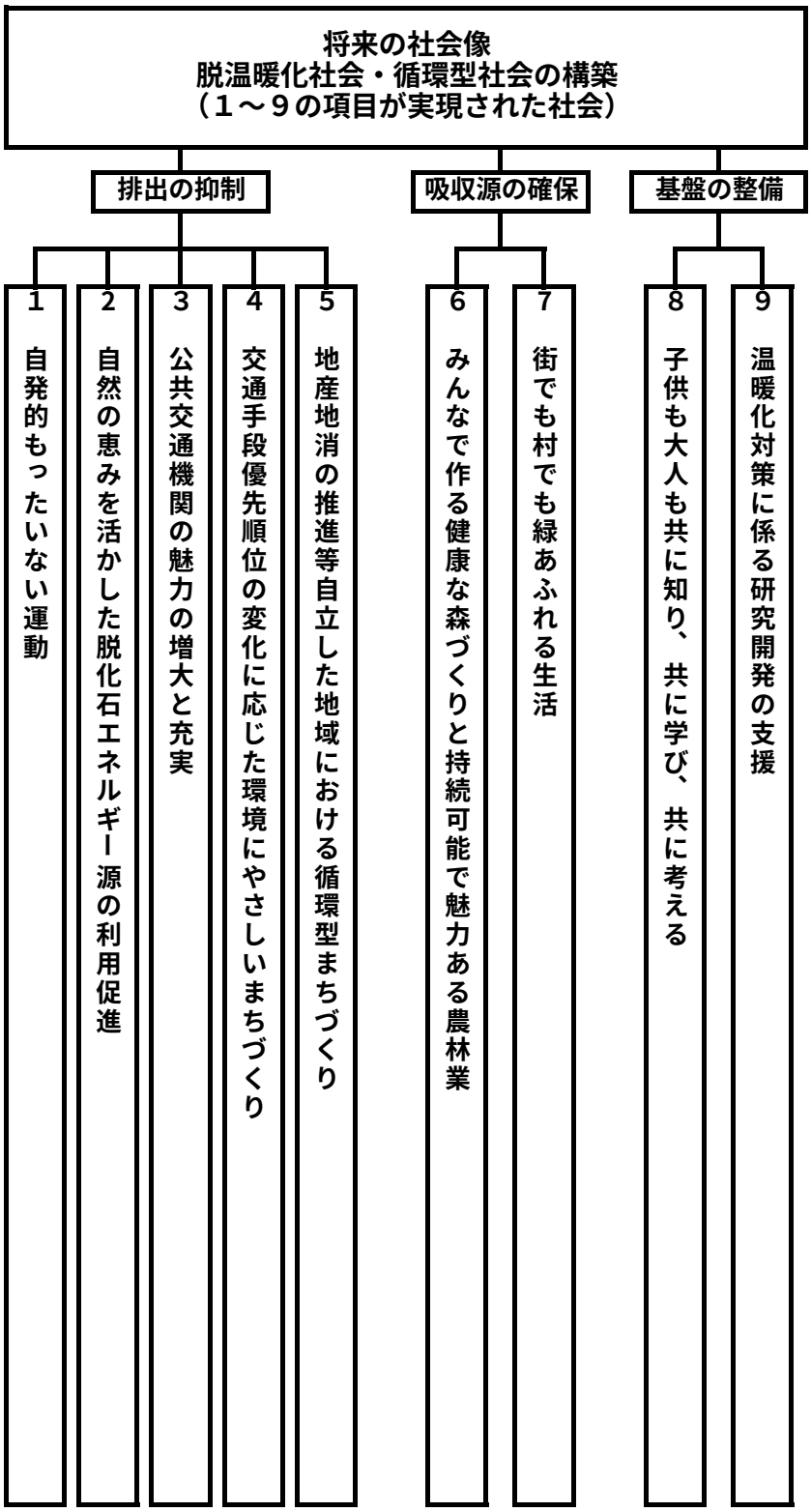
将来の社会像
脱温暖化社会・循環型社会の構築
（１～９の項目が実現された社会）
排出の抑制
吸収源の確保
基盤の整備
1 自発的もったいない運動
2 自然の恵みを活かした脱化石エネルギー源の利用促進
3 公共交通機関の魅力の増大と充実
4 交通手段優先順位の変化に応じた環境にやさしいまちづくり
5 地産地消の推進等自立した地域における循環型まちづくり
6 みんなで作る健康な森づくりと持続可能で魅力ある農林業
7 街でも村でも緑あふれる生活
8 子供も大人も共に知り、共に学び、共に考える
9 温暖化対策に係る研究開発の支援

２．具体的取り組みと行動

「脱温暖化社会」の実現を目指し南島原市全体の取り組みとして、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」をもとに、また、本市の実情に即した独自の取り組みとして具体的な取り組み内容を以下のとおりまとめました。

これらの取り組みは、市内のあらゆる立場の方々が自主的に取り組んでいただくことまた、これらを例にして、独自の取り組みを見つけて取り組んでいただくことを期待しています。

（1）自発的もったいない運動

1　自然と自然エネルギーを利用した省エネルギー型の住宅、ビル等の普及を推進します。

取　り　組　み　内　容	行動が期待される主体
・将来の工場建設時において、可能な限り自然エネルギーを活用します。	事業者 行政
・断熱性能を有するなどの、省エネルギー型の住宅の建設を推進します。	市民 事業者 事業者団体 行政

2　省エネルギー型製品の導入及び使用を推進します。

取　り　組　み　内　容	行動が期待される主体
・工場内の電気設備には高効率型機器を導入し、省エネルギー化を推進します。 ・工場建設仕様書に省エネルギー型機器の採用を義務づけ、高効率冷凍機等の省エネルギー型機器を導入します。 ・「グリーン調達ガイドライン」を定め、ＯＡ機器（パソコン、コピー機等）の省エネルギー型機器の導入を推進します。	事業者 事業者団体
・環境物品等調達方針を策定し、省エネルギー型製品の導入を推進します。	行政
・家電製品等を購入するときは、できるだけ省エネルギー型のものを購入します。	市民

3　節電など、電気使用量の削減を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・工場で使用する電気使用量の細かな把握・管理により、電気使用量の削減・節電を推進します。 ・省エネ部会の設置・運営により工場や事務所における設備の節電などを推進します。 ・エコマネジメントシステム活動の一環として、オフィスにおける省エネルギーの実践を推進します。 ・昼休み時間中等の事務所照明の消灯や節電システム活用等の省エネルギー化を積極的に推進及び実践します。	事業者 事業者団体 行政
・南島原市役所地球温暖化防止実行計画の適切な運営により、電気使用量等の削減に取り組みます	行政
・家庭や職場などで、節電などの省エネルギー行動を積極的に実践します。	市民

4　冷暖房等、空調設備の適正な使用を推進します。
（クールビズ、ウォームビズの推進など）

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・冷暖房等は、運転基準（温度、湿度）に基づいて、適正な使用・運転管理を実施し、省エネルギー化に努めます。 ・クールビズ、ウォームビズの導入及び実践と適正温度の管理の徹底を実施します。	市民 事業者 事業者団体
・南島原市役所地球温暖化防止実行計画により、空調の適正温度を推進します。 ・クールビズ、ウォームビズについて、実践するとともに、市民等に普及啓発を実施します。	行政

5　雨水の利用など節水を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・トイレの洗浄用水に雨水を利用するなど、節水に取り組みます。 ・所内で発生する排水のうち、汚れの少ない排水については回収系排水処理装置にて凝集沈殿ろ過を行い、再利用します。 ・上水使用量の抑制に努めます。	事業者 事業者団体 行政

6　エコクッキングの普及を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・エコクッキングの実践による台所での省資源化や省エネルギー化について広く市民に普及啓発します。	市民 行政

7　各事業における生産方法等に係る省エネルギー化を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・生産工程における省エネルギー化を推進します。	事業者
・燃料の削減による省エネルギー化など、漁業に係る省エネルギー対策への取り組み強化を実施します。	事業者団体
・省エネルギー型の農業用資材の活用を推進します。	事業者団体
・公共工事等、市の各事業活動に係る省エネルギー化を推進します。	行政
・個人が持つ資格や経験などを活かして、必要に応じて、あらゆる生産活動における省エネルギー化への技術的指導や助言等の協力を実施します。	市民

8　企業や家庭に応じた環境マネジメントシステムの構築を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・事業所グループ全体として環境経営度向上に努めます。 ・市内各営業所や電力所等の下部事業所については環境マネジメントシステム準拠システムを導入し、運用します。	事業者
・ISO１４００１やEA２１のセミナー等の開催について他団体と共催、または後援を実施します。 ・地球温暖化防止のための自主行動計画を策定し、消費者への公表を検討します。	事業者団体
・グリーン経営（省エネ、環境対応経営）の推進について、市内事業者に対して普及啓発を実施し、意識の浸透に努めます。	事業者団体
・一般家庭における環境家計簿の活用について、普及を実施します。	市民 地域活動団体 行政
・主に中小企業を対象にEA２１を市内で普及します。	地域活動団体 事業者
・南島原市地球温暖化防止実行計画の適切な運用を実施します。	行政

9　過剰な夜間照明を自粛するなど、光との上手なつきあい方を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・地域活動団体等と協力して廃食用油を使用したキャンドルを作成して市内各地で廃油キャンドルキャンペーンを実施します。	市民 地域活動団体 行政
・環境省等が実施するライトダウンキャンペーンに協力すると共に、各施設等でのキャンペーンへの参加を推進します。	市民 事業者 行政

10　家庭から出る生ゴミの減量化を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・事業所・店舗・家庭から出る生ごみの堆肥化・コンポスト処理を推進し排出される生ごみの減量化に努めます。	市民 事業者 事業者団体
・生ごみ減量化等処理機器（容器）の購入費補助制度の啓発に努め、機器の普及を推進し、生ごみの排出抑制を推進します。	行政

← 生ごみ処理機（EMバケツ）

各総合支所で無料提供しているEM培養液　→

11　過剰包装の自粛及び辞退を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・取扱商品への簡易包装及び再生紙利用に努めます。	事業者団体 事業者
・簡易包装を推進するため、南島原市内の小売店等で「廃棄物減量化推進店舗」の看板を掲げてもらう運動を推進します。	地域活動団体 事業者
・できるかぎり過剰包装を辞退して、簡易包装の商品の購入を実践します。	市民

12　レジ袋等の削減のため、マイバッグやふろしき等の持参を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・マイバッグのキャンペーン等を推進して、マイバッグの持参率向上に努めます。 ・マイバッグやふろしき等の持参による買い物を実践します。	市民 事業者 事業者団体 地域活動団体 行政

13　環境に配慮した商品の購入を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・「グリーン調達ガイドライン」に沿って、再生紙使用、OA機器（パソコン、コピー機等）の省エネルギータイプ採用、ペットボトル再生生地を使用した作業服採用、グリーン購入法適合車両の使用等、グリーン物品の購入に取り組みます。	事業者
・環境に配慮した商品の選定を行い、利用普及を行います。 ・リサイクル製品の販売について、積極的に取り組みます。	事業者団体

・環境物品等調達方針により、グリーン購入を推進します。 ・簡易包装の実施やトレイの店頭回収、再生製品の販売などを実践活動の拡大に努めます。	市民 事業者 行政
・エコショップ等を利用して、環境に配慮した製品の購入に努めます。	市民

14　容器包装などの省資源化やリサイクルを積極的に実施します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・不燃性廃棄物のリサイクルを推進します。 ・ゴミ分別収集の徹底、ミスコピーの裏紙再利用に積極的に取り組みます。	事業者
・自治会・家庭・職場において資源リサイクルの活動を推進します。 ・発泡トレーなどの容器包装の使用量を削減します。	市民 地域活動団体 事業者 事業者団体
・南島原市資源ごみ回収推進事業及び容器包装リサイクル法に基づき、容器包装等のリサイクルを推進します。	行政

15　IT化の導入による電子化を推進します。（紙資源の削減）

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・事業活動に電子承認システムを採用して、紙資源の削減に努めます。	事業者
・プロジェクターを使用したペーパーレス会議の実践、書類の電子承認実施などにより、紙資源の削減に努めます。	事業者
・電子決裁システムの有効活用により、紙資源の削減に努めます。	行政

16　建築物の長寿命化を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・「長崎県長寿命木造住宅推進計画」により、長寿命木造住宅の整備を推進します。	市民 事業者 行政

17　デポジット制の導入やリターナブル制度への協力を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・市内各地区の実情に応じて、デポジット制度やリターナブル制度に協力します。	市民 地域活動団体 事業者 行政

18　プラスチック製品等の使い捨て容器の使用をできるだけなくすように働きかけます。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・プラスチック製品等の使い捨て容器を使用した商品の購入をできるだけなくすよう働きかけます。	市民 事業者 地域活動団体 行政

19　ゴミ分別推進のためのキャンペーンの充実を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・市民・事業者がごみ減量、リサイクルに関する市民運動として実施する研修会・学習会に支援を行います。 ・６月の第１日曜日を「空きかん回収キャンペーン」として、空きかんなどの散乱ごみの回収を実施します。	市民 地域活動団体 事業者 事業者団体 行政

市内空き缶回収キャンペーン風景

20　建設廃材などのリサイクルを推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・建築資材等へのリサイクル建設廃材の活用等、リサイクル率向上を推進します。	事業者 事業者団体
・「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」により、リサイクル材等の積極活用などを推進します。	行政

21　できるだけ徒歩や自転車での移動を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・ウォーキングデーを設定して、徒歩での移動を推進します。	市民 事業者 行政
・近距離での移動は、できるだけ徒歩や自転車での移動を実践します。	市民 事業者 行政

22　環境に配慮したハイブリッド車等のエコカーの普及を促進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・ハイブリッド自動車等の低燃費車の導入及び普及促進を実施します。	市民 事業者 行政
・環境物品調達方針により公用車への低公害車導入を推進します。	行政

23　自家用車や公共交通機関のエコドライブを推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・環境マネジメントシステム活動により、社用車・営業用車両等（タクシー・バス・トラック等）のエコドライブを推進します。	事業者 事業者団体
・アイドリングストップ運動等のエコドライブの実践及び普及啓発を実施します。	市民 事業者 行政

（2）　自然の恵みを活かした脱化石エネルギー源の利用促進

1　地域の実情等に応じて風力発電・太陽光発電の設置を促進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・風力発電・太陽光発電設置者に「グリーン電力制度」による補助制度を紹介して、風力発電・太陽光発電の普及促進を支援します。 ・継続して風力発電・太陽光発電の普及拡大に努めます。	市民 事業者
・「長崎地域新エネルギービジョン」により、自然エネルギー導入促進を図ります。	市民 事業者 行政

太陽光発電システムを利用した施設（北有馬町：エコパーク論所原）

２　バイオマスエネルギーの活用実践化を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・廃食用油を有効活用し、バイオディーゼル燃料の普及及び使用を推進します。	事業者 行政
・「長崎県バイオマスマスタープラン」により、南島原市の特性に見合ったバイオマス利活用を推進します。	事業者 事業者団体 行政

廃食油から精製したバイオディーゼル燃料で市内を走行するゴミ収集車（衛生センター）

（３）公共交通機関の魅力の増大と充実

１　すべての公共交通機関で利用できる共通料金支払いシステムの導入を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・バス会社が導入しているIC共通バスカードシステムを適切に運営し、システムの普及及び改善に努めます。	事業者 事業者団体 行政

２　自然エネルギー利用及び省エネ型の公共交通機関の普及を促進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・ハイブリッド型車両などの低燃費型車両の導入を検討します。 ・市内各タクシー事業者に対し、「クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金制度」を活用したクリーンエネルギータクシーの普及促進を図ります。	事業者 事業者団体 行政

3　バスなど公共交通機関の車両の低床化を促進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・乗合バスの車両の代替時に、ワンステップバスやノンステップバスなどの低床型車両の導入を検討し、全車両の低床化を推進します。	事業者 事業者団体

4　地域に適したコミュニティバスなどの充実及び利用を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・公共施設等へのアクセスの利便性や利用者数等の需要を考慮して、コミュニティバスの運行を検討します。	市民 事業者 事業者団体 行政

5　公共交通機関の空白地区の解消を促進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・地域住民の利便性向上のため、道路事情等の地域特性に応じて各地でのミニバス（乗合バス等）の運行を検討します。	事業者団体 行政
・生活交通の維持・確保を推進します。	行政

（4）交通手段の優先順位の変化に応じた環境にやさしいまちづくり

1　自転車道及びウォーキングロードの整備を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・必要に応じて、歩道等の計画的な整備を実施します。	行政

（５）　地産地消の推進等自立した地域における循環型まちづくり

１　市内産食品の利用拡大を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・スーパーマーケット店舗内において、市内産及び県内産の野菜や水産物の陳列販売を推進します。	事業者団体
・「産業まつり」等を開催して、市内産農産物や水産物のＰＲを実施します。	事業者 事業者団体 行政
・健康まつり等のイベント時に、地元でとれた食物を用いた加工品の試食等を実施します。	地域活動団体 事業者 行政
・消費者の視点に立った「地産地消推進運動」を推進し、市内農水産物の活用を推進します。	事業者 事業者団体 行政
・市内産及び県内産の食品を優先して購入するように努めます。	市民 事業者

深江町漁協：車えび養殖場

２　学校給食への市内産食品の率先的な取り入れを推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・学校給食への積極的な市内産食品の取り入れを推進します。	事業者 行政

３　地域の生ごみ堆肥化共同設備の活用を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・地域における生ごみ堆肥化を促進するため、共同生ごみ堆肥施設の設置等を検討していきます。	市民 地域活動団体 事業者

４　生ごみ等の堆肥が利用できる共同花壇や畑の確保を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・生ごみ等の堆肥を、個人等の花壇や農園で利用します。	地域活動団体 行政 事業者 市民

・各種団体等による花壇の設置について助成を実施します。 ・花壇コンクールを開催して、花壇の積極的な整備について普及啓発を実施します。	市民 地域活動団体 事業者 行政
・「中山間地域総合整備事業」の一環として、必要に応じて耕作放棄地などを活用した市民農園等の整備を検討します。	行政 事業者 市民

県営畑地帯総合整備事業
（担い手育成型）大苑地区

加津佐畜産自給肥料供給所　施設内

5　農家での有機質肥料の使用を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・家庭でできた生ごみ堆肥の農家での活用方法を検討し、有機質肥料栽培農家の育成を推進します。	地域活動団体 事業者
・農家での有機質資材の利活用を促します。 ・畜産廃棄物の堆肥化を推進します。	行政 事業者

（6）　みんなで作る健康な森づくりと持続可能で魅力ある農林業

1　間伐、複層林への誘導等多様な手法により、森林の適正な整備を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・森林所有者等において、適切な森林整備を実施します。 ・森林の様々な機能に応じた森林整備を推進します。	事業者 行政

有家町：県行造林（尾上地区）列状間伐

2　保安林等を増やし、国や県での森林整備を要請します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・森林の公益的機能が特に高い森林について、計画的に保安林指定を促進します。	事業者 行政

3　市における森林整備や都市緑化を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・森林整備事業及び緑化推進事業等について、補助事業等を活用し助成を実施します。	事業者
・市における緑地や公園整備を計画的に推進します。	行政

4　森林作業者の育成及び林業技術者の養成を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・市内における林業後継者の育成を実施します。	事業者
・森林整備等に従事する高度な技術を有する森林技術者を養成します。	行政

5　県産材を使った住宅や建築物を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・県産材を使った木造住宅の普及及び公共施設での県産材利用を推進します。	市民 事業者 行政

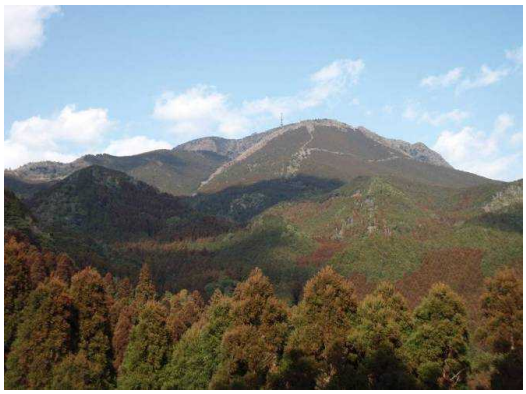

県行造林（尾上地区）から望む普賢岳

（7）　街でも村でも緑あふれる生活

1　道路沿いや河川沿いの緑化を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・必要に応じて、道路沿いや河川沿いなどの緑化整備に対して補助を実施します。 ・道路法面の緑化、また、必要に応じて、歩道への街路樹設置を行うなど道路沿線の緑化を推進します。 ・「河川改修事業」等において、多自然型川づくりによる河川区域内の緑化を推進します。	市民 地域活動団体 事業者 事業者団体 行政

「鮎帰りの滝」

「鮎帰りの滝」一枚岩

2　地域の実情に合わせた植樹祭の開催など、普及啓発運動を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等に実施される緑化事業を通じて、緑化思想の普及に努めます。	地域活動団体 事業者 事業者団体 行政

（8）　子どもも大人も共に知り、共に学び、共に考える

1　学校教育において、エネルギー・環境全般、循環型社会及び森林の働き等に関する環境教育の充実を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・教育機関からの依頼により、学校教育現場での環境教育に協力します。	地域活動団体
・学校における環境教育を推進します。 ・環境ポスターの募集を教育機関に依頼し、環境への関心を高めるよう努めます。	行政
・個人が持つ資格や経験などを活かして、必要に応じて、学校教育現場で実施される環境教育について協力します。	市民

2　学校教育における体験型屋外学習の充実を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・教育機関における植林活動等の実施など、屋外体験型の環境教育の推進に積極的に協力します。	地域活動団体
・県の事業等を活用し学校教育における育樹体験活動等について助成を推進します。	事業者
・学校における体験型屋外学習を推進します。 ・長崎県地球温暖化防止活動推進員制度や環境アドバイザー制度により、地域学習会等の実施を推進します。	行政
・個人が持つ資格や経験などを活かして、必要に応じて学校教育現場で実施される環境教育について協力します。	市民

3　緑の少年団活動など、学校以外で実施される子どもの環境保全活動の充実を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・緑の少年団による植樹・育樹活動について支援及び助成を実施します。	森林関係団体 行政
・「こどもエコクラブ活動」を充実させ、学外における子どもの環境教育を推進します。	行政

4　グリーンツーリズムなど、環境に関する学習や体験ができるツーリズム活動を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・都市部との交流を通じて、自然や文化を保全しつつ、地域活性化のためのエコツーリズム等を推進します。 ・エコツーリズム等に利用できる自然環境教育のための施設の整備を推進します。	行政

5　地球温暖化防止対策を協議、実践する組織づくりを促進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・南島原市地球温暖化防止対策協議会を設置し、協議・実践を促進します。	行政

6　環境教育の場として、里山、棚田、湿田などの自然を保護するとともに、森林や川など年間を通して野外活動ができる場所の整備、活用を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・ボランティア等による里山等の整備活動に助成を実施します。	市民 地域活動団体 事業者
・良好な自然を有する田園、棚田等の整備を推進します。 ・森林と人とのふれあいの場として、里山林等の身近な森林の維持、保全を推進します。 ・河川等での自然とのふれあいの場の整備を推進します。	市民 地域活動団体 事業者 行政

南有馬町白木野地区谷水棚田

南島原市有家町尾上地区林道

（９）　温暖化対策に係る研究開発の支援

1　環境ビジネスの起業や環境関連企業の支援を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・事業者等による要望などに基づき、県研究機関と市内企業との共同研究や産学官が連携した研究開発の支援を推進します。	事業者 事業者団体 行政

2　事業者や大学等が実施する環境関連分野の研究開発の支援を推進します。

取　組　み　内　容	行動が期待される主体
・事業者等による要望などに基づき、県研究機関と市内企業との共同研究や、産学官が連携した研究開発の支援を推進します。	事業者 事業者団体 行政

「自発的もったいない運動」等による削減見込量

家庭や事務所での削減対策は、地域と密着した取り組みが重要となることから、本計画においては、節電やエネルギーの節約などに取り組む「自発的もったいない運動」を率先して推進します。

この運動のうち、代表的な取り組みによる削減見込量は表８に示すとおりであり、市内の全世帯で実践した場合、一年間で削減できる二酸化炭素排出量は合計9975.9トンとなります。

表８

取り組み項目	1世帯あたりの年間CO2削減量（Kg）	南島原市全世帯が取り組んだ場合の削減量（t）
冷暖房の適正管理など電気エネルギーの節約	425.5	7953.4
冷房時エアコンの設定温度を27℃から28℃に	12.4	231.8
暖房時石油ファンヒーターを21℃から20℃に	21.8	407.5
エアコンを1日1時間短縮	7.7	143.9
石油ファンヒーターを一日1時間短縮	41.2	770.1
こまめな消灯やテレビをつけっぱなしにしない等	8.0	149.5
こたつの敷布団、掛布団使用、適正温度管理等	33.4	624.3
食器洗い器等の適正使用等	25.3	472.9
冷蔵庫の適正管理	68.6	1282.3
電子レンジの有効利用（煮物の下ごしらえ等）	42.0	785.1
電気ポットの節電	44.1	824.3
洗濯はまとめ洗いする	2.4	44.9
風呂は間隔をあけずに入り、追い炊きをしないようにする	88.9	1661.7
シャワーはお湯を出しっぱなしにしない	29.7	555.1
エコドライブの励行	108.2	2022.5
アイドリングストップの励行（40km走行ごとに5分間のアイドリングストップ）	40.2	751.4
無駄な荷物を積んだまま運転しない	－	－
急発進、急加速をしない	68.0	1271.1
タイヤの空気圧の適正管理	－	－
省エネ機器への切り替え、機器の効率向上等	－	－
省エネ機器への切り替え	－	－
トップランナー基準による機器の向上	－	－
合　　計	533.7	9975.9

南島原市の世帯数（平成20年1月末日）　18,692世帯

※財団法人省エネルギーセンター資料「家庭の省エネ大辞典」から算定

第4章　　計画の推進

１．計画の推進体制

協議会は、長崎県地球温暖化防止活動推進員、事業所団体、地域活動団体、市民、市関係機関などの多様な主体と連携・協働を図りながら計画を推進していきます。

また、協議会では適宜、進捗状況を確認しつつ、力を合わせて各取り組み事項の実施を推進します。

２．取組団体等の拡大

協議会の活動や本計画の趣旨に賛同し、自らも取り組みを宣言する団体等については、協議会の活動に参画していただくとともに、その取り組みを実践計画に掲載して、協議会活動の輪を広めていきます。

３．行政との連携

協議会は計画の推進に当たり、行政と緊密な連携を図ることにより、計画の効果を高めています。

また、市の政策から必要な支援を受けることにより、市内各地における地球温暖化防止行動の展開を、広く市民運動として活発化していきます。

４．市民全体との連携

「自発的もったいない運動」など計画に盛られた行動に多くの市民がそれぞれの立場で参画し運動を活性化することができるよう、情報の伝達、働きかけに努めます。

図２　計画の進行推進のための連携図

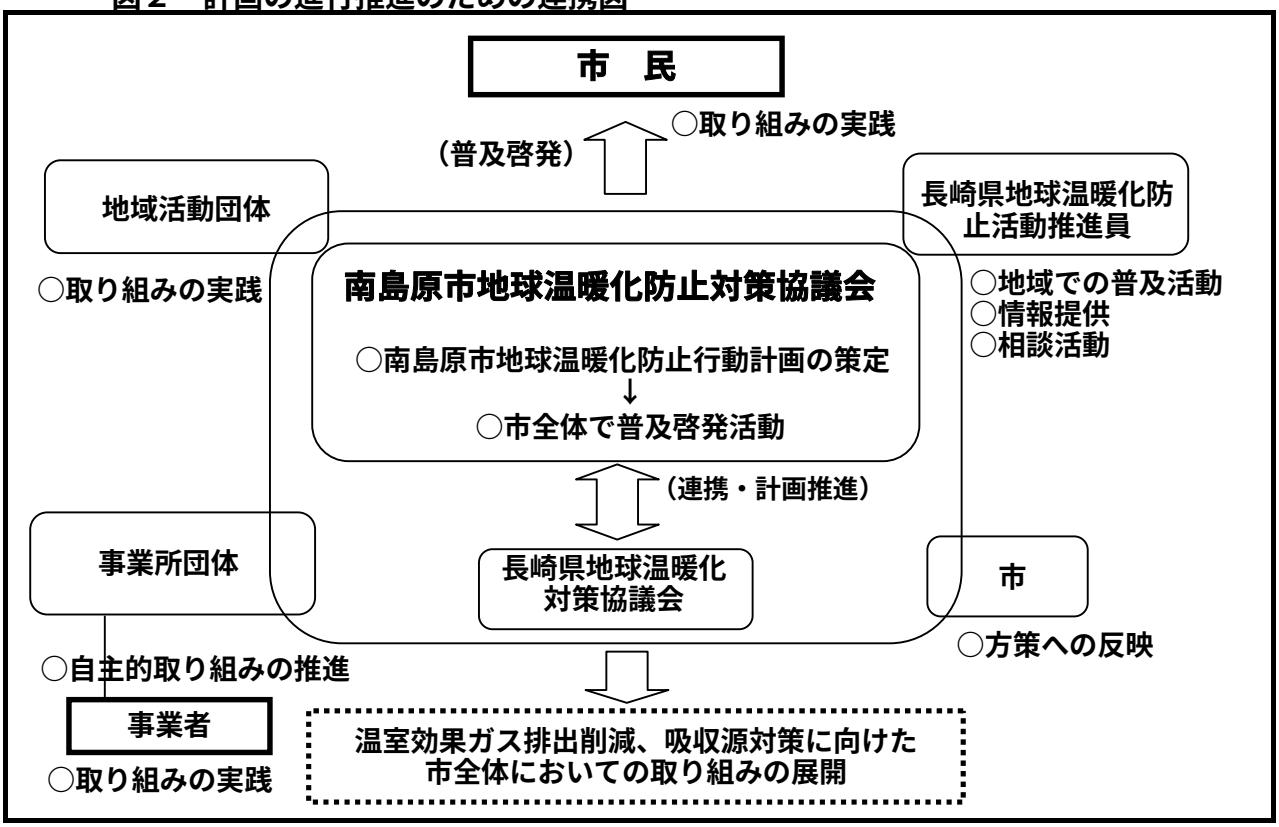

５．温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減状況の把握

計画の進行管理を実施するうえで、温室効果ガス排出量（二酸化炭素）の把握が必要です。市全体の排出量の推移は長崎県が毎年度公表する県内の二酸化排出量算定によって把握します。

６．計画の進行管理

協議会において、「計画」ー「実行」ー「評価」ー「見直し」の計画推進管理のための、いわゆるＰＤＣＡサイクルの概念に基づいて、下記の進行管理を実施します。

（１）実践計画の策定

行動計画を具体的に実践していくために、協議会の構成メンバー等各々の主体が実際に取り組んでいく内容や時期等を明らかにする年度ごとの実践計画を策定します。

（２）計画の実行

各取組団体等は年度ごとの実践計画に基づいて、取り組みを実践します。

また、協議会では重点検討事項を選定し、検討部会を設置して協議を行います。

（３）計画の評価

各取組団体等は取り組みの状況を自ら評価し、協議会に報告します。協議会では各取組団体等の実施状況を整理し、計画の進行状況を評価します。

進行が遅れている取り組みについては、検討部会等において解決策を検討し実践計画に反映します。

（４）計画の見直し

計画進行状況や社会情勢の変化など、必要に応じて行動計画の見直しを行います。

（５）計画の実施状況等についての公表

協議会は、実施状況等について原則として年１回公表します。

７．計画の施行

本計画は、２００８（平成２０）年４月１日より施行します。

〈参考資料１〉

南島原市地球温暖化防止対策協議会委員

構　成	氏　名	職業・団体等
会　長	旭　　芳郎	長崎県環境アドバイザー
委　員	濱本　泰弘	長崎県地球温暖化防止活動推進員
委　員	安永　知裕	長崎県地球温暖化防止活動推進員
委　員	四辻　直子	長崎県地球温暖化防止活動推進員
委　員	山本アツ子	南島原市連合婦人会
委　員	浦田　　稔	特定非営利活動法人エコみらい長崎
委　員	小川　　勝	島原雲仙農業協同組合
委　員	村田　国博	島原半島南部漁業協同組合
委　員	津田　正剛	南島原市商工会
委　員	中村　一男	社会福祉法人南島原市社会福祉協議会
委　員	小田　昭子	生ごみ減量化リーダーネットワークながさき会員
委　員	山﨑　紹子	生ごみ減量化リーダーネットワークながさき会員
委　員	近藤　正治	一般委員
委　員	鬼塚美佐子	一般委員
委　員	小林　幸広	長崎県県南保健所衛生環境課長
委　員	水島　文昌	南島原市　総務部　総務課長
委　員	川﨑　洋二	南島原市　企画振興部　地域振興課長
委　員	片山　正弘	南島原市　農林水産部　農林課長
委　員	松藤　幸利	南島原市　教育委員会　生涯学習課長
委　員	末吉　利之	南島原市　市民生活部　環境課長

〈参考資料２〉

「南島原市地球温暖化防止行動計画」策定に係る南島原市地球温暖化防止対策協議会における協議の経緯

年　月　日	内　　容　　等
2007（平成19）年 5月３１日	南島原市地球温暖化防止対策協議会設置要綱策定
2007（平成19）年 6月１１日	南島原市地球温暖化防止対策協議会委員一般公募
2007（平成19）年 7月6日	南島原市地球温暖化防止対策協議会委員一般委員の決定
2007（平成19）年 10月1日	南島原市地球温暖化防止対策協議会委員の委嘱（20名）
2007（平成19）年 10月2日	第1回南島原市地球温暖化防止対策協議会 ：設立趣旨説明、会長選出
2007（平成19）年 10月11日	南島原市地球温暖化防止対策協議会委員へ温暖化防止対策に係る取り組み事項アンケート実施
2007（平成19）年 12月1日	南島原市「市報（12月号）」にて、市民よりエコ活動を募集（計画に盛り込むため）
2007（平成19）年 11月29日	第2回南島原市地球温暖化防止対策協議会 ：アンケート結果について、計画項目の検討
2008（平成20）年 2月8日	第3回南島原市地球温暖化防止対策協議会 ：行動計画（案）の承認
2008（平成20）年 4月1日	「南島原市地球温暖化防止行動計画」の策定

〈参考資料３〉

用語の解説

《ア行》

ISO14001
　企業が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格です。
　企業が環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認証するものです。

ITS（高度道路交通システム）
　最先端の情報技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムです。

アイドリングストップ
　自動車の駐停車時に不必要なアイドリングをしないようにエンジンを切ることです。
　燃料の消費を抑え、二酸化炭素や窒素酸化物の排出を抑制することができます。

EA21（エコアクション21）
　１９９６年から環境庁（現環境省）が推進している中小企業向けの簡易な環境マネジメントシステムです。国際規格ISO14001に比べて、導入等の費用が格安、かつ、認証・登録に要する期間の短期であり、経費の削減や生産性の向上等の効果があるとされています。

ETC（自動料金収受システム）
　有料道路の料金所ゲートに設置されたアンテナと通行車両に装着した車載機との間で通行料金の支払いに関する情報をやりとりするシステムです。

液化天然ガス（LNG）
　メタンを主成分とする天然ガスを加圧し液化したもので、同じ熱量を出す石炭と比べ、二酸化炭素の排出量は約半分であるため、温暖化対策の一つとして液化天然ガスへの燃料転換が注目をあびています。

エコクッキング
　買い物から片付けに至るまで、食べ物やエネルギーを大切にしながら、できるだけ水を汚さず、ごみを出さないように工夫しながら行う、環境に配慮した料理方法をいいます。

エコショップ
　簡易包装の実施や買い物袋の持参奨励、飲用パック・トレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売や事業所での利用促進、業務上発生する廃棄物の資源化など環境に配慮した事業活動を実施している小売り店舗などを県が「エコショップ」として認定しています。

温室効果ガス
　大気中に含まれるガスのうち、地表から放出される赤外線を吸収し、熱として地表に向けて放射するガスのことです。
　このガスの濃度が高くなると放射熱が多くなり、地球温暖化が進みます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、ハイドロクロロフルオロカーボン類（HCFCS）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六ふっ化硫黄（SF６）の６種類のガスが指定されています。

《カ行》

化石燃料
　石炭、石油、天然ガスなどを総称しています。
　燃焼により二酸化炭素を発生します。
　化石燃料を大量に燃焼させることで大気中の二酸化炭素濃度が上昇し、地球温暖化の大きな要因となっています。

カーボンニュートラル
　植物を用いたバイオマス燃料などを燃焼した場合は他の燃料と同様に二酸化炭素を排出しますが、植物は光合成により二酸化炭素を吸収するので、結果的に大気中の二酸化炭素の濃度を変化させることはないとされています。
　このように二酸化炭素の増減に影響を与えない性質のことをいいます。

環境アドバイザー派遣制度
　県民の方が企画する環境に関する講演会や研修会、自然観察会などに環境についての有識者や実践活動家を講師（環境アドバイザー）として派遣する県の制度です。
　派遣に要する旅費や謝礼は県が負担します。

環境家計簿
　家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支払額を集計して、二酸化炭素の排出量や支払額の合計を計算できるように設計された家計簿です。
　前月や前年の数値と比較して節約額と二酸化炭素排出量削減量をチェックしながら楽しく、無理のない取り組みを推進することを目的としています。

間伐
　森林の木々が成長して林内が過密になってくると、光が地面まで届きにくくなり、木々が健全に育つことが難しくなります。
　このため、木々の一部を伐ることで、森林全体を健全な状態に保つ作業を間伐といい、その際に伐採される木材を「間伐材」と呼びます。

気候変動
　地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことでそれと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいいます。

気候変動に関する国際連合枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。

気候変動に関する政府間パネル

（Intergovernmental Panel on Climate Change：IPCC）

WMO（世界気象機関）とUNEP（国際環境計画）によって１９８８年に設立された機関です。世界中から科学者が集まり、自然及び社会科学的側面から地球温暖化に関する最新の知見をまとめています。

気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties : COP）

１９９５年３月～４月にベルリンで第１回締約国会議（COP１）が開催され１９９７年１２月に京都で開催されたCOP３では、２０００年以降の地球温暖化対策のあり方を規定する議定書が採択されました。毎年開催される締約国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されています。

京都メカニズム

他国との温室効果ガス削減のための共同事業などを実施して、海外における温室効果ガスの排出量削減量などを、自国の排出削減約束の達成に利用することができる制度で、国内の温室効果ガス削減努力に対して、補完的手段として認められらた柔軟性措置のことです。

共同実施（J1）、クリーン開発メカニズム（CDM）、排出量取引（ET）の３つの制度があります。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方です。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めています。

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国等の機関にグリーン購入を推進するための方針（調達方針）の作成と、「調達方針」に基づく環境負荷の低減に資する物品、役務の調達を義務付け、国等が率先してグリーン購入を推進しようとする法律です。

グリーン電力

太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーから得られる電力のことです。

クールビズ・ウォームビズ

２００５年に環境省が呼びかけた、ノーネクタイなど軽装による新しい夏場のオフィスでの服装形態の総称をクールビズといい、また、ベストなどの重ね着による冬場のそれらをウォームビズといいます。

いずれも、これらの服装で執務することにより、オフィスでの冷暖房を抑制し省エネルギー化を推進することを目的としています。

コージェネレーションシステム
　発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムのことです。
　このシステムの導入により、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながります。
　一定の地域や商業地域や工業地域などへの導入。なお、省エネ法「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成１５年１月１０日）」において「コージェネレーション設備を新設する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のコージェネレーション設備の設置を行うこと」とされています。

コミュニティバス
　市街地等で、小型の車両を用い、短い停留所間隔、短い運行間隔で一律の低料金で運行することにより、利用客の利便性を高めたバス路線をいいます。

コンポスト
　家庭から排出される生ごみや下水及び浄化槽汚泥、家畜のふん尿等の有機物を微生物の働きによって発酵、分解させ、堆肥化することをいいます。

《サ行》

自然エネルギー
　経済協力開発機構(OECD)の定義によれば、通常、地熱・太陽光・太陽熱・風力・波力潮力・バイオマス及び廃棄物の燃焼から得られるエネルギーのことです。再生可能なエネルギー及びリサイクルエネルギーから構成されます。

シャトルバス
　郊外の住宅地と都心部の業務地などをノンストップで結ぶバスです。

小規模水力発電
　自然環境を改変するダムなどの大規模な工事を伴わない水力発電のことです。
　再生可能エネルギーの一つです。

新エネルギー
　太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念です。新エネルギーは、旧通商産業省により、「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられました。

ソーラーバス停
　バス停留所の案内板を、外部電源を使用せず、ソーラーシステムにより昼間蓄電し、夜間に照明するバス停をいいます。

《タ行》

待機電力
　家電機器などを利用していない状態で消費されている電力です。地球温暖化防止対策の一つとして待機電力の節減が注目されています。

太陽光発電
　太陽エネルギーは、その利用形態から熱利用と光利用に大別されます。シリコンなどの半導体に光が当たると電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を利用し、太陽の光から直接電気を得て利用するのが太陽光を利用した太陽光発電です。

多自然型川づくり
　従来の治水優先の川づくりから、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ変化させないで、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指した川づくりです。
　また、良好な河川環境が人為的な影響を受けて大きく変化してしまっている場所を、もともとあった良好な河川環境にできるだけ近づけようとすることも含まれます。

地域森林計画
　森林法の第５条の規定により、都道府県知事が全国森林計画に即して森林計画区別の国有林以外の県有林を含む民有林について、森林施業の目標や指針、及び立木の伐採や造林等の計画数量等についての５年ごとに１０年を１期として策定する計画をいいます。

地球温暖化対策地域協議会
　地球温暖化対策を地域で推進するためにつくられる行政・事業・住民からなる組織です。２００２年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正で盛り込まれました。

地球温暖化防止対策の推進に関する法律
　地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化、気候変動に関する国際条約を踏まえ地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律です。京都議定書の批准を受け、２００２年の改正によって京都議定書の的確な実施を掲げるとともに、国民の取組の強化を図る措置が盛り込まれました。

地球温暖化防止活動推進員
　「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民などによる地球温暖化防止の活動を支援し助言するため、都道府県知事が委嘱する運動員のことです。

地球温暖化防止活動推進センター
　「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織です。全国に１箇所及び都道府県に各一箇所を指定することが定められています。

地産地消
「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われる言葉です。
地産地消を進めることは、消費者が求めている新鮮で安全・安心な農産物等を提供することによる「食と農」の信頼の回復につながります。また、科学肥料や農薬の削減、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制という効果も期待されます。

地熱発電
地下の熱水や高温蒸気を利用して、発電する方法です。再生可能エネルギーの利用拡大に伴い地熱利用も注目されています。

低公害車
大気汚染物質の排出の少ない自動車のことです。電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド自動車のほか燃料電池自転車などをいいます。

低床型車両
バスや路面電車などで、従来の車両に比較し段差が小さく床高も低い、高齢者や身体障害者等にも利用しやすい車両をいいます。

デポジット制度
預り金払い戻し制度のことです。代表的な例として日本でのビール瓶等で行われているように、一定金額を上乗せして販売し、返却する時に預り金が払い戻される方式のことです。

トップランナー方式
電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定することをいいます。

《ナ行》

長崎県地域新エネルギービジョン
長崎県の地域特性を活かして、風力や太陽光といった新エネルギーの導入促進と普及啓発のため、また、これらによる県内産業の活性化を目指すことを目的として、平成１２年２月に県で策定された計画のことです。

二酸化炭素（CO_2）
炭酸ガスともいいます。無色・無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示します。二酸化炭素は自然界にも存在していますが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加しています。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の９割以上を占めています。

燃料電池
反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステムです。既に電気自動車への搭載が行われており、近い将来の普及が期待されています。

乗合タクシー
　複数の客が共同で利用することにより、通常のタクシーよりも低料金で利用が可能なタクシーをいいます。

《ハ行》

バイオマス
エネルギー源として活用可能な木製品廃材やし尿などの有機物のことです。再生エネルギーの一つです。これらを発酵させ発生する可燃性ガス（メタンガスなど）を燃料として利用することもあります。

廃棄物発電
　廃棄物の燃焼で得られる熱を利用した発電方式です。ごみ焼却場などで広く採用されてきています。

パークアンドライド
　都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つです。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都市部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステムです。ヨーロッパ諸国などで広く実施されています。

バスレーン
　バスの定時運行を確保するために、区間や時間帯を限って、バス専用あるいはバス優先に指定された車線のことです。

バスロケーションシステム
　バスからの発信信号に基づき、走行中のバスの現在位置を把握し、時間調整等の運行管理に役立てるとともに、バス停等での到着待ち客にバスの到着予定時刻を知らせるシステムのことです。

ヒートポンプ
　温度の異なる二つの熱源を利用して冷却や加熱を行う装置のことです。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる方式でエネルギーの効率的な利用ができます。エアコンや給湯器などに利用されています。

風力発電
　自然のエネルギーである風力エネルギーを、風車を利用して回転エネルギーに変換、そのエネルギーで発電機を回し電力エネルギーを得る方法です。日本でも地方公共団体や企業を中心に、積極的に利用しようという動きが各地でみられます。さらに、一般家庭向けの小型風力発電機も市販されています。

複層林
　樹冠層を２層（二段林）、または３層以上（多段林）を持つもの、あるいは段階的な樹冠層を形づくらず各林木の樹冠が連続的であるもの（択伐林型）等を総称して複層林といいます。
　平易にいえば、大きい樹木と小さい樹木が同時に生育している森林をいいます。一般的な森林造成は、一定の区域のすべてを伐採（皆伐）し、跡地には一斉に植栽する方法で行われています。しかし、この方法では一時的に裸地化された状態になるため、保水力が低下する等の欠点があることから、これを解決するために複層林施業を行います。

《マ行》

ミニバス
　山道や道幅が狭い路線等での利用に適した少人数乗りのバスのことです。

未利用エネルギー
　河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気より冷たく、冬は大気より暖かい水）や工場等の廃熱エネルギーの総称として「未利用エネルギー」と呼びます。これらのヒートポンプ技術などの活用、また地域の特性に応じて、熱の利用を高温域から低温域にわたる各段階において、発電用途も含め、むだなく組み合わせるエネルギーシステムの整備により、民生用の熱需要に対応させていくことが可能となっています。具体的には①生活排水や中・下水の熱、②ビルの排熱、③清掃工場の排熱、④超高圧地中送電線からの排熱、⑤発電所の排熱、⑥河川水・海水の熱、⑦工場の排熱、⑧地下鉄や地下街の冷暖房排熱・換気などがあります。

もったいない運動
　本計画において、身近に家庭でできる、節電などの省エネルギー運動や燃料の消費抑制などの省資源化行動等の温暖化防止対策行動の総称をいいます。他の都道府県でも実施されているケースはありますが、長崎県では、他人に強制せず、また、他人から強制されないで自主的に取り組む運動を広めるという趣旨で、「自発的もったいない運動」を長崎県地球温暖化対策協議会を中心にして推進することとしています。

《ラ行》

リターナブル制度
　ボトラーなどにおいて再度充填し、繰り返し使用することができるびん（容器）を使用する制度です。日本ではこれまで主としてビールびん、一升びん、牛乳びん、清涼飲料用びんなどガラスびんで実施されてきました。再使用されないワンウェイ容器に比べて環境負荷が小さいとされています。

南島原市地球温暖化防止対策協議会

事務局：南島原市　市民生活部　環境課
〒８５９－２４２２
長崎県南島原市西有家町里坊９６番地２
Tel　050-3381-5041　　Fax　0957-82-3086